令和３年度　第５回太宰府市地域福祉推進委員会　議事録（要約）

○日時　令和３年12月９日（木）18：30～20:30

○場所　市役所３階　庁議室

○出席者

太宰府市地域福祉推進委員会委員（出席12名、欠席0名）

太宰府市（健康福祉部長、生活支援課長、介護保険課長、高齢者支援課長、保育児童課長、元気づくり課長、子育て支援課長、防災安全課長、地域コミュニティ課長、福祉課長、福祉政策係長、福祉政策係員）

(株)ジャパンインターナショナル総合研究所（2名）

○傍聴者　　0名

○協議事項　議題１　第四次太宰府市地域福祉計画（素案）について

○内容

■開会

■傍聴人無しの報告

■資料確認

■議事

「太宰府市地域福祉推進委員会規則」第６条に基づき、議事進行を会長が行う。

# 議題１「第四次太宰府市地域福祉計画（素案）について」

事務局）

第四次太宰府市地域福祉計画素案第１章の修正箇所を説明

※資料11-3　第四次太宰府市地域福祉計画（素案）

質疑

Ａ委員）

前回、Ｂ委員から出た意見を修正していただき、だいぶ分かりやすくなったと思います。５ページに「隣近所や隣組」とありますが、第２圏域のイメージ図には「隣近所」とだけあります。隣組という組織が市域にあるのですか。

事務局）

「隣近所」というのは一般的な意味ですが、「隣組」は太宰府市に存在しています。第２圏域のところを「隣近所・隣組」と修正します。

Ｅ委員）

同じ意味ですか。

事務局）

少し違います。自治会の中に「隣組長」という役員がいます。

Ｅ委員）

ほかになければ、第２章の説明をお願いします。

事務局）

第四次太宰府市地域福祉計画素案第２章の修正箇所を説明

質疑

Ｃ委員）

19ページの障がい福祉分野で、生活介護と居宅介護が並んでいるのは意図があるのですか。

事務局）

特にありません。

Ｃ委員）

できれば居宅介護を重度訪問介護や行動、同行と一緒に一つの在宅サービスとして捉えるほうが、イメージしやすいかと思います。

事務局）

行動援護、同行援護も意味合い的には別物ですね。

Ｃ委員）

同行援護は視覚障がいの方に対しての支援、行動援護は強度行動障がいの方の支援なので、別物です。分けていただいたほうが分かりやすいと思います。

事務局）

性質が違うということで、分けて整理します。

Ｅ委員）

では、第３章について説明をお願いします。

事務局）

第四次太宰府市地域福祉計画素案第３章の修正箇所を説明

質疑

Ｅ委員）

ご説明の中で、数値目標がないところもあります。これについてご意見を頂きたいです。

Ｄ委員）

まちづくり市民意識調査、地域福祉市民アンケート調査の令和２年度の数値から、５％程度になっていくということですが、次の調査はいつごろかお考えですか。

事務局）

市民意識調査は毎年度実施しています。

Ｄ委員）

この目標は５年後の数値ですか。

事務局）

そうです。

Ｅ委員）

30ページ、重点的に取り組むことに認知症サポーター養成講座の継続的支援とありますが、現在、年間何人くらい養成して、今後５年間でどうしていくのか、具体的に書けませんか。

48ページ、「自治会活動・校区自治協議会活動に参加している市民の割合」とありますが、自治会に参加している人は８、９割いると思います。防災訓練など、自治会の何らかの活動に参加している人の割合ということですか。

事務局）

そうです。市民意識調査に基づく、自治会活動の行事に参加した割合ということです。

Ｆ委員）

あくまでアンケートの数字なので、実際はもっと高い数字が出ると思います。自治会の活動と捉えずに参加している人がいるのかもしれません。12月の行事にもほとんどの方が参加してくれています。

事務局）

無作為抽出で市民を対象に2,000人ほどでアンケートをとった結果です。

Ｆ委員）

公民館に出てくる、夏祭りに出てくるという人たちがアンケートに答えていると思うので、差がかなりあると思います。

Ｇ委員）

27ページの下段に基本計画の用語説明があるのは非常に良いと思いますが、24ページの基本目標で既に出ている言葉なので、24ページに説明を入れたほうが分かりやすいと思います。

24ページの基本目標に、地域、事業所、社協、行政などの言い回しがありますが、１～３で順番が違います。特に意図がなければ、合わせたほうがいいと思います。

27ページ、「事業所や社協が取り組むこと」の一番下に「オ　社会福祉協議会は」と書かれていますが、社協では年間を通じて一般相談や安心相談、弁護士相談、行政相談などをまとめた総合相談を主として活動しているので、追記していただきたいです。

事務局）

総合相談については、具体的に31ページに「相談体制の強化」とあり、32ページの役割分担、事業所や社協が取り組むことのオに「各種相談事業」について記載しています。

Ｇ委員）

「各種」では分かりにくいので、「総合相談」と入れてほしいです。

Ｅ委員）

具体的に入れていただいたほうが分かりやすいと思います。

Ｄ委員）

42ページ、事業所や社協が取り組むことのウに「成年後見制度やほのぼのサービスについて周知・啓発」とありますが、43ページの行政が取り組むことのカに「成年後見制度やほのぼのサービスについて、わかりやすく周知・啓発」とあります。成年後見制度は残していいと思いますが、ほのぼのサービスは社協が主体的にやっている事業なので、行政には記載しなくていいのではないでしょうか。

42ページの事業所や社協が取り組むことのエに、「成年後見制度における市民後見人の育成や支援のための取り組み」とありますが、63ページ（２）の「後見人の育成と支援」という欄では市が育成を推進するような記載になっています。43ページの行政が取り組むことのカにも市民後見人の育成や支援のための取り組みについて記載したほうがいいと思います。

52ページ、行政が取り組むことのイに「協議体を推進します」とありますが、協議体の活動を支援するということではないですか。

55ページ、行政が取り組むことのイでは、ボランティア支援センターと社会福祉協議会の福祉ボランティアを分けて表現していますが、54ページの事業所や社協が取り組むことのウには「ボランティアセンターとしての体制を整備する」とあり、わかりづらいです。

Ｇ委員）

社協のボランティアセンターと、行政のボランティア支援センターは違います。

42ページの事業所や社協が取り組むことのウに「ほのぼのサービス」とありますが、「ほのぼのサービス（日常生活自立支援事業）」と記載してほしいです。

事務局）

ほのぼのサービスは通称なので、「日常生活自立支援事業（ほのぼのサービス）」と修正します。

Ｇ委員）

37ページの事業所や社協が取り組むことのウに「独自サービスの検討」、「新しいサービスを開発」とありますが、何のことでしょうか。独自サービスについては社協が県から委託を受けている生活福祉資金の貸付事業や、先ほどの日常生活自立支援事業を以前からやっていますが、具体的な事業名を書いたほうが分かりやすいと思います。新しいサービスはライフレスキューのことを指しているのかもしれませんが、まだ情報を出しづらいので、「独自サービス」を具体的に記載してほしいです。

事務局）

福祉ニーズが多岐にわたっていることもあり、要望等も含めて新しいサービスと書いています。

Ｄ委員）

45ページ、事業所や社協が取り組むことのイに「福祉避難所」とありますが、基本的には市が運営することになっています。「環境整備」というのは、何を指しているのでしょうか。

事務局）

ものを買って準備をするなどではなく、あくまで職員の意識付けということです。

Ｄ委員）

環境整備というと、ハード面の整理と捉えられてしまいそうです。

Ｇ委員）

46ページ、行政が取り組むことのカに福祉避難所の受入対象者の検討や周知とありますが、今年の５月10日に法律が変わり、対象者について公示する必要があります。社協も福祉避難所の一つなので、取り組むことは機能の発揮や環境整備ではなく、「対象者の公示」ではないですか。

45ページ、地域が取り組むことのイに「可能な限り協力」とありますが、命がかかった取り組みに対してこのような表現でいいのでしょうか。自治会や自主防災組織、社協、消防、警察などと連携して取り組みますという話ではないですか。

カに「個人情報保護に配慮しながら」とありますが、避難行動要支援者名簿は個人情報の提供に同意した方が登録されています。災害によって生命、身体、財産に被害があり緊急事態となった場合、市の条令にもよりますが、行政は同意なく情報を開示できます。熱海市の土砂災害でも、捜索活動に非常に効果がありました。支援を必要とする人が避難するためには、避難支援者が日ごろから避難所や避難経路を確認することが大事ではないですか。５カ年計画なので、地域の取り組みについて方向を示してほしいです。

Ｅ委員）

これは緊急事態ではなく、日ごろの情報管理について書いているのではないですか。それであればこのままでいいと思います。

事務局）

書き方が曖昧なので、整理します。手を挙げた人に関しては、個人情報問わず支援に入ることが大原則です。命に危機が及びそうなときは、地域の中で最速の支援を実施するというストレートな表現に変えます。

Ｇ委員）

住所・氏名・年齢・性別が書いてある防災安全課の避難行動要支援者名簿は、同意があるので社協や各団体に共有可能です。各団体に配らないと役に立ちません。ただ、病歴や緊急連絡先などは個人情報として取り扱いに注意しなければいけません。

Ｆ委員）

調査は毎年実施されるのですか。高齢者は毎年かなり異動があり、１度しかやらないのでは現場としてはあまり使えません。

Ｇ委員）

市で毎年更新すると決まっています。

Ｆ委員）

隣組単位で把握し、一番身近な人が気を付けていこうという組織づくりをしています。できれば継続して更新していただきたいです。

事務局）

今回、あらためて避難行動要支援者名簿を作成し直しましたが、今後は毎年更新していく予定です。

Ｄ委員）

45ページ、地域が取り組むことのカに「地域で可能な範囲で共有し、地域全体で対応」とありますが、意味がわかりづらいです。

Ｇ委員）

東日本大震災の時は民生委員の中で「一人も取り残さない」というスローガンがあり、地域や自治会を背負って避難支援にあたった民生委員が３県で56人亡くなりました。それ以降、「一人も取り残さない」という言葉は使わなくなったので、「地域全体で対応」という言葉も使わないほうがいいです。民生委員の10カ条で「わが命、わが家族が１、２番」とされています。全体を支えるなどと考えず、自治会で、自分の守備範囲で避難行動経路を日ごろから考えて誘導するという流れがあります。

Ｈ委員）

避難行動について、支援が必要な人は早めに避難するように記載してはいかがでしょう。

地域全体、市、社協としても「断らない相談支援」という姿勢を入れていただきたいと思います。

社協のいうボランティアというのは地域の福祉委員を指し、NPO法人の相談ごとは市のボランティア支援センターにという感覚があります。ボランティア支援センターとボランティアセンター両方に関わる人間にはわかりますが、福祉委員や地域の自治会でボランティアをされている方のイメージもあると思います。ボランティアセンターもしっかり利用しないともったいないと思います。

事務局）

社協と市のボランティアセンターを並列していたので、整理します。内部でも、社協と市のボランティアセンターで会議を定期的に開催しようと思っています。

Ｅ委員）

40ページにバリアフリーについて記載がありますが、基本構想の策定に５年間もかけては困ります。２年間くらいで一部でも構想をつくっていただき、予算も考えながらつくっていただきたいです。

事務局）

総合戦略にバリアフリー基本構想の策定が目指すところとして書かれていますが、具体的な記載がなかったので、関係課に確認して、できるだけ早く５カ年の中で基本構想の次の段階に進めるよう記載したいと思います。

Ｇ委員）

45ページの事業所や社協が取り組むことには災害ボランティアセンターという言葉が入っていますが、行政と社協で災害ボランティアセンターに関する協定の見直し、締結が進行中なので、これを一番に入れていただきたいです。災害が発生した際に社協が災害ボランティアセンターの運営を市から受けてやるということですが、災害対策はどんどん法律が変わっているので、最新情報を入れていただき、早期の再締結を目指していただきたいです。まずは行政の取り組みを明記して、太宰府市における災害ボランティアセンターの位置づけを明確にしていただきたいです。

事務局）

わかりました。

Ｅ委員）

地域包括ケアシステムの構築　Ｅ委員案を説明

質疑

事務局）

地域包括ケアシステムの構築について項目を立ててほしいということですか。

Ｅ委員）

地域包括ケアシステムがどういうものなのか、どこにも書かれていません。５年前の第三次計画を作るときはちょうど構想が出たばかりだったので、あまり情報がなくて議論していません。入れる場所はお任せしますが、今回は載せていただきたいと思います。

事務局）

117ページに地域ケア会議、地域包括支援センター、地域包括ケアシステムの用語解説はあります。また、基本的に高齢者の支援計画に、具体的に地域包括支援センターの機能強化、支援体制の充実を含めて、地域包括ケアシステムや地域ケア会議について明記されています。上位計画である地域福祉計画にあらためて含める必要はあるでしょうか。

Ｅ委員）

高齢者計画は誰が作っているのですか。市民が議論に参加しているのですか。

事務局）

介護保険課、高齢者支援課を中心に、市民も参加しています。

Ｅ委員）

それが市民にはわかっていません。協議体をつくれといわれても、体系だった記述がなくては、どういう位置づけなのか地域の自治会長にはわかりません。私は入れるべきだと思います。高齢者計画と重複する部分はありますが、例えばオレンジプランなど、高齢者計画に入っていないものもたくさんあります。

Ｃ委員）

障がいの分野でも地域拠点の整備と共生社会づくりに向けて動いていますが、高齢者の地域包括が先行しており、知名度も低く、なかなか進んでいません。もし計画に載せるのであれば、子どもの分野、障がいの分野のシステム構築も同じように載せないと、高齢者に偏っているように感じてしまいます。

Ｅ委員）

まさにそうです。平成27年に政府が言いだしたときは、高齢化に対応するために体制を作ろうということでしたが、今は高齢者だけでなく、ほかの支援を必要とする人たちもみんなで助け合っていこうということになっています。

Ｇ委員）

23ページに書いてありますが、改正社会福祉法により、今回からの地域福祉計画は、地域共生社会の関連で上位計画になりました。体系図が載っていますが、高齢者だけ記載するとおかしいので、下位計画を全て載せることになってしまいます。Ｅ委員がおっしゃったことは高齢者計画にほとんど入っています。今回の地域福祉計画は総論と捉えています。

Ｅ委員）

８ページのことをおっしゃっていると思いますが、基本的な考え方にのっとって個別計画を詳しく書いていけばいいので、ここで全て触れる必要はないと思います。Ｂ委員、いかがですか。

Ｂ委員）

地域包括ケアシステムはこれからの地域共生社会政策の基本になります。分野領域を超えてどのように再編、総合化、包括化していくかという過渡期にあると思います。分野別で分かれていますが、市民、住民という視点で全てが含まれるという認識で言葉を選び、システムを全ての領域の人が利用できるようにどう再編していくかということです。

Ｅ委員がおっしゃるように、当然、全対象型という話になります。行政組織も、今は窓口が分かれていますが、国では相談支援包括化推進員というのがあり、モデル的に取り組んでいる行政もあるようです。地域でも、分野を細かく分けずに、全体を受け皿としてどのように再編していくかということが言われています。障がい、その他分野を排除しているわけではありません。関係者の共通理解を早期に持たなければ、昔のように縦割りの仕組みになってしまいます。前提となる地域包括ケアシステムを構築し、中学校区圏域に生活支援コーディネーターを配置することで、周りの組織や団体を包括的、総合的にしていく流れをつくらないと間に合わないということです。市町村を見ても温度差があり、太宰府市は私が見る限り一歩も進んでいないように思います。

Ｃ委員）

おっしゃることはよくわかりますが、Ｅ委員案が掲載されたとして、知識がない人が見て、包括的に今から時代が変わっていくから記載されていると受け取れるでしょうか。載せるのであれば、区分けしているわけではありませんが、障がい、児童についても横並びで記載しないと、高齢者に偏っているように見られてしまうのが現状ではないでしょうか。

Ｂ委員）

厚生労働省がそういうことを可視化して、高齢者だけでなく子育てや障がいも含まれるというデザインをつくっています。それを見ていただくことと、市民に対する啓発や講演、学習会をやってこなかったから今のようなことが起こるのです。学ばないと一般の人にはわかりません。ほかの市町村では情報提供をしていますが、太宰府市からは働きかけがありません。

Ｃ委員）

認知症の母親、障がいのお子さん、さらにその子どもの子育てというように、多問題を１つの家庭で抱えているケースが多くあり、現場では動き始めていると感じます。ただ、これから太宰府市が地域福祉のことを計画していく中で、これだけを紙面に載せるというのはどうなのでしょう。

Ｂ委員）

障がい、児童、子育てなどの文言も入れて可視化する必要はあると思います。

Ｃ委員）

これから共生社会の仕組みづくりをしていくということがわかるように表記するならわかります。

Ｅ委員）

高齢者だけでなく、支援が必要な人たち全体を見ながらという表現を入れる必要があります。

事務局）

全体的な地域包括ケアや包括的な連携については、34、35ページで記載しており、横断的な相談の受入体制についても触れています。行政が取り組むことのオに「地域包括ケアシステム」という言葉を入れているので、追記するとすれば、「相談体制として障がい者、高齢者であっても受入体制をきちんとつくる」と付け加えることになると思います。

Ｅ委員）

項目を立てないと分かりにくいので、市民に周知できないまま５年間が終わってしまいます。

事務局）

「②包括的で連携した相談体制」という項目を立てています。５年間の計画として、包括的な相談支援事業など、次の重層的支援体制に行かないといけない状況になっていますが、生活支援体制整備事業自体がまだ進んでいない段階でそれを記載するのはどうかというご意見もあると思います。５年間の計画としては、属性を問わない相談体制ということを可視化することは必要だと思います。

行政でも、１つのカテゴリでは解決できないような複雑な相談が増えています。相談窓口を一括して、まず相談を受け、そこから必要な機関につないでいく体制をつくることが、福祉部門の課題と思っています。

内容としては、Ｅ委員案の「地域包括ケアシステム」か、「重層的支援体制」「包括的支援相談」という言葉を入れ込むか、調整します。Ｅ委員の意図と擦り合わせて整理します。

Ｅ委員）

重層的というのはいいと思います。達成に向けた成果目標に追記してはどうですか。地域ケア会議や、介護・医療の連携は障がい者にも関わることです。非常に大事なことですが、今日は時間がないので、事務局と私で別途調整したいと思います。

Ｇ委員）

高齢者計画を配布してください。先ほどから出ている内容が全て載っています。つながりの部分をうたいこんでいけばいいと思います。

Ｅ委員）

下位計画の基本構想は上位計画に記載しないと、市民にはわかりません。今まではやってこなかったので、どのように入れ込むかは事務局と相談します。

事務局）

高齢者計画は委員の皆様にお送りしますので、Ｅ委員案とも照らし合わせていただければと思います。

Ｅ委員）

では、第４、５章について説明をお願いします。

事務局）

第四次太宰府市地域福祉計画素案第４章、第５章を説明

質疑

Ｇ委員）

63ページの「（３）成年後見制度の利用支援」に「日常生活支援事業」とありますが、「日常生活自立支援事業」としてください。

Ｈ委員）

８ページの計画の位置づけを見ると、成年後見制度利用促進基本計画が地域福祉計画に入っていますが、高齢者支援、子ども・子育て支援、障がい者プランなどは個別につくるということですか。

事務局）

個別計画はそれぞれ進行中です。９ページに各計画が年度ごとに立てられています。

Ｈ委員）

なぜ成年後見制度だけここに入るのですか。

事務局）

今回見直しをする中で、利用促進基本計画策定を地域福祉計画の中に包含させていいと国から方針が出ていたので、この中に入れています。これだけ個別で作ると２、３ページの計画になってしまいます。

Ｈ委員）

計画の横に対応する事業などを記載すると、市民アンケートに対する答えになると思います。地域包括ケアシステムの構築について入れるのであれば、各計画の要点だけでも付け加えると、地域総合計画が完璧に見えるのではないでしょうか。

事務局）

分野別課題調査の結果については、100ページ以降にご意見をまとめています。どういう形で載せるかは検討しますが、個別計画でうたっている部分もあります。

Ｄ委員）

８ページの位置づけにいろいろな計画がありますが、計画の内容を具体的に少しでも記載してほしいということです。限られたスペースにどれだけ入れられるかという問題はあります。

事務局）

入れるとすると、用語解説か、９ページの計画の期間の次に入れるか。ページ数の関係もあるので調整します。

Ｇ委員）

細かい数字の訂正が幾つかあるので、福祉課にメモをお渡しします。

■その他

次回の会議開催日程について

終了